

# 委員会 審査 Q & A

## 提出された議案等についての審査経過

本会議で付託された29件の議案等と4件の請願・陳情について、11日から17日にかけて行われた各常任委員会で審査しました。

各常任委員会での審査について、主な質疑応答の内容をお知らせします。

### 総務

#### スポーツ・レクリエーション施設整備事業 市民への説明経過と財政負担は

**Q** スポーツ・レクリエーション施設整備構想に関して、区長に行った説明会の概要は。

**A** 区長会役員会からの要請を受けて開催し、約3分の1の区長にご参加いただきました。この中で意見・問題提起等を受け、多くはこの事業について広報紙での情報提供だけでは説明が不十分なため、地域に向いて説明会を行って欲しいという要望でした。今後、区長会長等と調整し、4月に入ってから各地域での説明会を行いたいと考えています。

**Q** 施設整備については、本当に市からの財政負担はないのか。

**A** “合併特例債”や“新市町村づくり支援事業”等は、合併市町村に用意された有利な制度です。これらを活用した事業経費は、翌年度以降に、それぞれ地方交付税と県補助金として措置されます。現行の制度上、市からの財政負担は生じないこととなります。

#### サッカー場建設に関する請願（請願2）

各委員から出た意見、

- ・旧玉里地区にも八幡池のような池とその隣接地にうっそうとした病院跡地があったが、総合運動公園として開発され、現在は一変して環境が良くなった。今回請願された区長や地域の思いは理解でき、環境整備のためにも取り上げるべき。
- ・八幡池の活用は旧美野里時代からも検討されてきた。将来の見通しをつけた今回の計画に対する区長の請願には賛成。

#### 一般財源から財政負担が生じないとされる仕組み（施設整備時）

←----- 事業費 -----→		
①：合併特例債：事業費の95%まで借入れ		③ (5%)
②：①の元利償還金の70%が、後年度に地方交付税に算入される	④ (30%)	

- ③：合併特例債を活用できない部分：事業費（施設整備）の5%。
- ④：合併特例債の元利償還金のうち、後年度に普通交付税に算入されない部分：合併特例債の起債額の30%。

\*③と④部分は、新市町村づくり支援事業を活用し、県補助金として全額が補てんされる。

### 文教福祉

#### 図書館システム一本化へ

**Q** 市内3つの図書館に統一システムを導入する予算が計上されているが、図書を借りる方法等は変わるのか。

**A** これまででは、それぞれの図書管理システムでしたので、利用者は登録してある図書館でしか図書を借りることができませんでした。例えば、小川図書館のカードを持っていての方が、玉里図書館で本を借りたいときは、玉里図書館で新たに登録しない限り本を借りることができませんでした。今後、システムを統一することにより、ひとつの図書館で登録をしていただければ、市内全ての図書館での貸出や返却が可能になります。

**Q** いつから導入の予定か。

**A** 平成22年2月から稼動する予定です。

**Q** 現在、借りることができている図書は5冊までとなっているが、もっと増やすことは。

**A** 新システムの稼動と併せて、貸し出し冊数も検討していきます。

## 医療連携システム学寄付講座 東京医科大学から医師が派遣

**Q** 医療連携システム学講座とは。

**A** 地域医療の向上を図るため、医師不足地域における医療連携システムの構築と医師不足を改善する研究を目的として、21年度からの3年間、小美玉市医療センターに東京医科大学から週3回、医師を派遣していただくものです。

**Q** この事業への市の負担は。

**A** 年間で約500万円です。

**Q** 何科の医師が何曜日に来るのか。

**A** 医療センターと東京医科大学との話し合いにより、午前のみが水・金曜。午前・午後ともが木・土曜を予定しています。

診療科目は、水曜が内科、木曜が乳腺科、金曜が腎臓内科です。また、土曜は整形外科・消化器外科等4科の医師が来ることになっています。

## 緊急雇用創出事業を活用し 小中学校にALTを配置

**Q** 県からの収入として緊急雇用創出事業補助金とあるが、内容は。

**A** 現在、問題になっている非正

小学英语の必修化?・・・文科省が昨年3月に示した新学習指導要領により小学5・6年生を対象に外国語活動が位置づけられた。平成23年度の完全実施の移行期間として今年から県内全自治体で実施される。



これまでも、総合的な学習の時間、の中で行われてきた小学校での英語学習 (納場小学校)

規労働者の解雇や継続雇用の中止などにより仕事を辞めざるを得なかった方を、地方公共団体が何らかの形で雇用したときに交付される補助金です。

**Q** 市ではどのような形で補助金を活用するのか。

**A** 市内の小中学校に外国人の英語指導助手（ALT）を配置するための費用とします。

**Q** 配置人員数は。

**A** 市内4つの中学校にそれぞれ1名ずつと、平成21年度から市内全小学校において、外国語活動を実施するためのALTを2名、合計で6名を配置します。

**Q** 小学校での外国語活動は、どのくらいの時間を予定しているのか。

**A** 対象は小学5・6年生になりませんが、それぞれ週1時間を予定しています。

## 市民経済

### 消費生活センター今秋開設

**Q** 消費生活センター立ち上げの経緯は。

**A** 近年、商品の偽装問題、高齢者を狙った悪徳商法など市民の身近なところで大きな不安をもたらす消費者問題が数多く起こっています。また、消費生活相談に関する問題の複雑・高度化が進む中で、消費生活相談窓口の充実強化を図るために、消費生活センターを設置するものです。

**Q** 常設されるのか。

**A** 開設日は月曜から金曜の週5日間、相談時間は午前が9時から正午まで、午後が1時から4時までを予定しています。

**Q** 開設の時期は。

**A** 今年の秋頃の開設を目指していきます。

### 美野里地区のゴミ収集方法が変更

**Q** 美野里地区のゴミの回収方法が変更されたが、小川・玉里地区との分別方法の違いは。

**A** 霞台厚生施設（小川・玉里地区）では、これまでも燃えないゴミについては、ビン、缶、金属類を分別して収集していましたが、茨城美野里環境組合では一緒に収集していました。

**Q** 分別収集とした経緯は。

**A** 他の環境組合の状況等を見ますと、ビンと缶、金属類は分別収集している組合等が大半であったことから、去年、茨城町や環境組合と協議しまして、缶と金属類の分別という話もありましたが、当面は市民の方の混乱等を勘案しまして今回の形としました。

### 実行組合長の役割、統一化は

**Q** 小川地区の実行組合長の役割は。

**A** 主な業務は行政から各農家への連絡調整、転作の現地確認等です。美野里や玉里地区にも類似する組織がありますが、業務は転作関係だけです。

**Q** 今後の統一化は。

**A** 美野里・玉里地区では県普及所等からの通知があった場合に各農協経由となるなど、類似する組織でありながら地区により業務役割に違いがありますので、21年度中には統一化していきます。

建設

市道?・・・不特定多数の一般利用を目的とした道路法に基づく道路。市議会の議決を得て市道路線として認定される。

小川・美野里地区の水道事業統合

Q 小川・美野里地区の水道事業統合による事業計画の内容は。

A 平成19年度に策定した水道事業基本計画をもとに給水人口を42,900人、1日最大給水量を16,700m<sup>3</sup>としました。

Q 事業の規模が縮小されるといふことか。

A 新たに小美玉市水道事業としての認可を取得するため、市の総合計画に基づき、事業体の異なる玉里地区を除いて、小川、美野里地区の将来の人口推移から水需要を予測しています。

Q 過日、視察した小川浄水場の施設がかなり傷んでいるようだが改修の用途は。

A 平成20年度に小川浄水場内の管理棟と配水池の耐震診断調査を行いました。この結果を踏まえて、補強工事等の必要性を見極めた上で対応を検討します。

生活排水対策事業の状況は

Q 公共下水道の接続の状況は。

A 接続の状況ですが、小川地区42%、美野里地区85%、玉里地区40%です。

Q 地域によってかなりの差が生じているが。

A 美野里地区は事業開始が早かったことと、最近では北浦、駅東の住宅団地の接続が増えていることで数字が上がっています。

また、平成19年度までは浄化槽設置に対して補助金を出していたものが、下水道整備によりすぐに接続を求められ負担が生じることに對し、理解が得られない場合もあります。

Q 平成20年度からの新規事業である戸別浄化槽事業の申込状況は。

A 当初30基の設置を予定していましたが、現在までに28基を設置しています。3月の上旬にも新たに2件の申請がありました。

Q この事業は申請者からの申し出で行っているが、下水道や農集などの集合処理では整備コストが高くなるため、市から設置依頼した経過はあるか。

A 今までのところはありませぬ。

市内現状への現実的対応として生活道路の原道舗装への配慮を

Q 2、3m程度の地域の生活道路は市内にも数多くある。市では整備基準として幅員4.8m以上で流末排水施設の設置を要件としているが、現実的な対応として拡幅せずに原道舗装は出来ないか。

A 市内の認定市道は、現在、約1,400Kmあります。そのうち小川地区で言えば614Kmのうち約300Kmが舗装されています。

現在、問題となっているのは、流末排水のない道路の冠水やそれに伴う路盤の痛みに対して、数多い苦情や改善を求める要望が寄せられています。また、維持管理費だけでも年間2億円近くかかっていることから、明確な線引きがないまま整備を推進しても、今後の維持管理に関して財源が確保できなくなります。

Q 本来、ひとつの基準の中で整備を推進するのは理想だが、地域によっては、いつまでも変わらない場所も出てくる。別な基準も検討いただきたい。

A 生活道路を原道のまま舗装することに關して、統一基準を設定することはかなり難しいことですので、現場の状況を見た中で緊急

性等を勘案しながら対応していきます。

市道の認定延長と整備状況 (平成20年4月1日現在)

種類	地区	路線数(本)	実延長(Km)	改良率(%)	舗装率(%)	備考
1 級	小川	17	40.3	88.8	100	戸数50戸以上の主要集落間を連絡するなどの幹線市道
	美野里	21	55.2	97.9	98.8	
	玉里	7	15.7	100	100	
2 級	小川	13	27.1	60.5	97.7	戸数25戸以上の集落間を連絡するなどの幹線市道
	美野里	13	27.0	89.7	95.6	
	玉里	6	10.2	98.1	99.8	
その他	小川	2,592	547.1	7.9	43.7	1級、2級市道以外の市道
	美野里	1,487	479.9	45.4	49.9	
	玉里	1,069	200.9	31.1	40.7	

道路改良率?

道路構造令の規格に適合するよう改良された道路延長の全道路延長に対する割合。道路の整備状況を示す基本的な数値で、改良率の高低が安全かつ円滑な交通が確保されているかどうかのひとつの目安となる。